別紙1　参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
熊谷市	玉井地区（玉井、久保島、新堀）	令和2年3月23日	令和5年3月31日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	210ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	170.4ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	35.1ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.44ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

久保島地区では未整備地が広がっており、ほ場も形状が悪く非効率である。また、担い手も高齢化し、将来のなり手が不足することが懸念される。 昔から米麦中心の地区であり、畑地で野菜を作ろうとしても、野菜作りの知識、技術を持っている人が少ない。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

玉井地区は、ほ場整備が終了し、拡大希望または現状維持の担い手7～8経営体が担っていく。
久保島地区の整備地について、水田利用は2～3経営体が担っていく。
新堀地区では、2～3経営体が担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考） 中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状			今後の農地の引受けの意向			農業を営む範囲
		経営作目	経営面積		経営作目	経営面積		
認農	A氏	水稲　麦	10	ha	水稲　麦	15	ha	玉井
認農	I氏	水稲　麦	24.5	ha	水稲　麦	24.5	ha	玉井
認農	K氏	水稲　麦	9.8	ha	水稲　麦	14.8	ha	久保島、新堀
認農	K氏	水稲　麦	15	ha	水稲　麦	27	ha	玉井
集	玉井営農組合	麦	81.84	ha	麦	82	ha	玉井地区
認農	N氏	水稲	4.22	ha	水稲	4.5	ha	玉井
認農	N氏	水稲　麦　野菜	4.5	ha	水稲　麦　野菜	5.5	ha	久保島
認農	H氏	水稲　麦　野菜	8	ha	水稲　麦　野菜	10	ha	玉井
認農	Y氏	水稲	11	ha	水稲	14	ha	玉井
認農	Y氏	水稲　麦　野菜	2.4	ha	水稲　麦　野菜	2.4	ha	玉井
認農	K氏	水稲　野菜	3.7	ha	水稲　野菜	3.7	ha	久保島
認就	O法人	ジャガイモ　カブ 大根　西洋野菜	2	ha	ジャガイモ　カブ 大根　西洋野菜	3	ha	久保島
計	12経営体		176.96	ha		206.4	ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。
注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地の貸付け等の意向
　貸付け等の意向が確認された農地は、342筆、228,570.67㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針
　玉井地区で実施を検討するが、現在ほ場整備が終了した段階であり、新たな事業を開始しづらいという意見があがった。
　今後、中間管理事業を取り入れていくか地元の意見を伺いながら検討していく。

5　2の課題を解決するための話し合いで出た意見

後継者対策及び規模拡大に向けた取組について
　後継者が担えるには、農業でも儲かるなど魅力が無ければならない。儲かるには規模拡大をしていかなければならず、大型の農業機械を購入しなければならない。現在の農業機械導入の補助金は要件が厳しすぎるため、機械の購入ができない。中小規模農家でも大型機械を導入できるような基準にし、規模拡大を図り農地を保全していきたい。

未整備地対策
　市街地に近いため、市民農園を開設したり、宅地化など他の利用も考えていければ。
　将来、担い手が減っていくため、農地としての利用ではなく、貨物ターミナル近隣の未整備農地は、ターミナルに連携した施設の誘致を行ったり、公的機関の実験ほ場として活用するなど個人の農地利用ではない側面からアプローチも考えていく。

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
	計	106395.93	―	122,174.74

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の
　成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）
　本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
　なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

6　アンケートでの意見

〇耕作放棄地の9割が未整備地。対策として基盤整備が必要。
〇水田を集積して作業の効率化を図りたい。